

用語の解説

- 1 「手助けや見守りを要する者」とは、次の11項目のいずれかに該当する40歳以上の者（ただし、65歳未満については、介護保険制度の要介護認定申請を行った者）をいう。
 - ① 短い距離（数歩から200メートル以内）を歩く時に手助けや見守りが必要な者
 - ② ベッドや床から起き上がる時に手助けや見守りが必要な者
 - ③ いすに座ったり立ち上がったりにする時に手助けや見守りが必要な者
 - ④ 衣服を着たり脱いだりする時に手助けや見守りが必要な者
 - ⑤ 手や顔を洗う時に手助けや見守りが必要な者
 - ⑥ 食事をする時に手助けや見守りが必要な者
 - ⑦ 排せつに際し手助けや見守りが必要な者
 - ⑧ 入浴をする時に手助けや見守りが必要な者
 - ⑨ 意志疎通が困難な者
 - ⑩ 生年月日を答えられない者
 - ⑪ 徘徊をする者

- 2 「要介護者」とは、介護保険法の要介護と認定された者（①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの）をいう。

- 3 「要支援者」とは、介護保険法の要支援と認定された者（①要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者、②要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態となるおそれのある状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの）をいう。

- 4 「要介護等の認定状況」は、次の分類による。
 - (1) 要支援（社会的支援を要する状態）
 - ・ 居室の掃除などの身の回りの世話の一部に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする
 - ・ 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とすることがある
 - ・ 排せつや食事はほとんど自分ひとりのできるなどの方が含まれる状態をいう。

 - (2) 要介護1（部分的な介護を要する状態）
 - ・ みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする
 - ・ 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする
 - ・ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とすることがある
 - ・ 排せつや食事はほとんど自分ひとりのできる
 - ・ 問題行動や理解の低下がみられることがあるなどの方が含まれる状態をいう。

 - (3) 要介護2（軽度の介護を要する状態）
 - ・ みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話の全般に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする
 - ・ 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする
 - ・ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とする
 - ・ 排せつや食事に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とすることがある
 - ・ 問題行動や理解の低下がみられることがあるなどの方が含まれる状態をいう。

(4) 要介護3（中程度の介護を要する状態）

- ・ みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話が自分ひとりできない
 - ・ 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が自分ひとりできない
 - ・ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作が自分ひとりできないことがある
 - ・ 排せつが自分ひとりできない
 - ・ いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある
- などの方が含まれる状態をいう。

(5) 要介護4（重度の介護を要する状態）

- ・ みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話がほとんどできない
 - ・ 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作がほとんどできない
 - ・ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作が自分ひとりではできない
 - ・ 排せつがほとんどできない
 - ・ 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある
- などの方が含まれる状態をいう。

(6) 要介護5（最重度の介護を要する状態）

- ・ みだしなみや居室の掃除などの身の回りの世話がほとんどできない
 - ・ 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作がほとんどできない
 - ・ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作がほとんどできない
 - ・ 排せつや食事がほとんどできない
 - ・ 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある
- などの方が含まれる状態をいう。

5 「世帯構造」は、次の分類による。

(1) 単独世帯

世帯員が一人だけの世帯をいう。

(2) 核家族世帯

夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、又はひとり親と未婚の子のみの世帯をいう。

(3) 三世代世帯

世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯をいう。

(4) その他の世帯

上記(1)～(3)以外の世帯をいう。

6 「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

7 「心身の状況」とは、「移乗」「食事摂取」「嚥下」「排便の後始末」「排尿の後始末」「便意の有無」「尿意の有無」「一般家庭用浴槽の出入り」「ズボンの着脱」「つめ切り」「洗顔」「意志疎通」「生年月日」「徘徊」の14項目をいう。

(1) 移乗

「ベッドから車いす(いす)へ」「車いす(いす)からポータブルトイレへ」「畳からポータブルトイレへ」等乗り移ることをいう。

(3) 嚥下

咀嚼(食べ物を噛む)とは異なり、飲み込むという行為をいう。

(12) 意志疎通

意志を伝達できるかどうかをいう。

(13) 生年月日

生年月日又は年齢を答えられるかどうかをいう。

(14) 徘徊

目的もあてもなく歩き回る状態をいう。

8 「手助けや見守りが必要となった主な原因」は、次の分類による。

- (01) 脳血管疾患(脳卒中など)
脳出血、脳梗塞(脳軟化症)、クモ膜下出血、その他の脳血管疾患をいう。
- (02) 心臓病
狭心症、心筋梗塞、心筋炎、その他の心臓疾患をいう。
- (03) がん(悪性新生物)
- (04) 呼吸器疾患(肺気腫・肺炎等)
気管支炎、インフルエンザ等をいう。
- (05) 関節疾患(リウマチ等)
リウマチ熱、慢性リウマチや何らかの原因による関節炎、腰痛(腰痛症、坐骨神経痛等)をいう。
- (06) 痴呆
医師から痴呆(アルツハイマー等)と診断されたものをいう。
- (07) 糖尿病
糖尿病、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症等をいう。
- (08) 視覚・聴覚障害
白内障、緑内障、網膜の病気(網膜剥離等)、中耳炎、難聴等をいう。
- (09) 骨折・転倒
屋内外を問わず、なんらかの原因で骨折又は転倒したものをいう。
- (10) 脊髄損傷
外傷に伴って脊髄の挫傷、断裂、血行障害等により、脊髄の機能が傷害されたものをいう。
- (11) 高齢による衰弱
特にこれといった病気はないものの、老いて次第に体の機能が衰弱したもの(筋力低下等)をいう。
- (12) その他
(01)～(11)以外の傷病をいう。
- (13) 不明
原因がわからないものをいう。

9 主な介護内容の「介護者の組合せ」は、次の分類による。

(1) 事業者による介護のみ

「洗顔」から「話し相手」までの16項目のそれぞれの介護内容の介護を、訪問介護事業者のみが行っているもの。

(2) 事業者と家族等介護者

「洗顔」から「話し相手」までの16項目のそれぞれの介護内容の介護を、訪問介護事業者と家族等介護の主な介護者とが、又は訪問介護事業者と家族等介護のその他の介護者とが行っているもの。

(3) 主な介護者のみ

「洗顔」から「話し相手」までの16項目のそれぞれの介護内容の介護を、家族等介護の主な介護者のみが行っているもの。

(4) その他

「洗顔」から「話し相手」までの16項目のそれぞれの介護内容の介護を、家族等介護の主な介護者とその他の介護者とが、又は家族等介護のその他の介護者のみが行っているもの。

	サービスの種類	サービスの内容
介護 保険 制度 による サー ビス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の世話をすること
	訪問入浴介護	手助けや見守りが必要な者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護
	訪問看護	看護婦等の資格を持った者が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うこと
	訪問リハビリテーション	理学療法士等の資格を持った者が居宅を訪問して日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うこと
	通所介護 (デイサービス)	介護老人福祉施設、老人デイサービスセンター等において、入浴や食事等の日常生活上の世話をするサービス
	通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設、病院、診療所等において、必要なリハビリテーションを行うサービス
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設、老人短期入所施設等に短期間入所させ、日常生活上の世話をするサービス
	短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所(院)させ、必要な医療並びに日常生活上の世話をするサービス
	痴呆対応型共同生活介護 (グループホーム)	痴呆の状態にある者について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
その 他の サー ビス	食事宅配・配食サービス	食材の宅配や給食を行うサービス
	寝具乾燥サービス	寝具乾燥車などで家庭を訪問して寝具の乾燥を行うサービス
	移送サービス	ベッド付き、あるいは車いすを乗せられる自動車を利用して利用者を目的場所へ移送するサービス
	情報提供・相談サービス	在宅医療、在宅介護などや高齢者向けサービス関連情報の提供及び相談サービス
市 町 村	保健事業による機能訓練	老人保健法に基づいて市町村等が行うリハビリテーション
	保健事業による訪問指導	老人保健法に基づいて市町村等が在宅高齢者に対して行う訪問指導

11 「福祉用具の種類と機能又は構造等」

福祉用具の種類	機能または構造等
車いす	標準型車いす（自走用）、普通型電動車いす、手押し型車いす（介助用）
車いす付属品	クッション、電動補助装置等の一定の車いす付属品
特殊寝台	背部若しくは脚部の傾斜角度の調節、床板との高さの調整ができるベッド
特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等一定の特殊寝台付属品
じょく瘡予防用具	送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット、水等によって減圧による体圧分散効果を持つ全身用マット
体位変換器	空気をつめたもの等を身体の下に挿入することにより体位を容易に変換できるもの
手すり （工事を伴わないもの）	取り付けに際して工事を伴わないもの
スロープ （工事を伴わないもの）	段差解消のためのもので、取り付けに際し工事を伴わないもの
歩行器	歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するもの
歩行補助つえ	松葉つえ、三脚つえ等
痴呆性老人徘徊感知機器	痴呆性老人が屋外に出ようとした時、出口に設置した感知器が働き、家族等へ通報するもの等
移動用リフト （つり具の部分を除く）	床走行式、固定式又は据置式で身体をつり上げ又は体重を支える構造を有し、移動を補助する機能を有するものであって、住宅改造を伴うものを除く
移動用リフトのつり具の部分	
腰掛け便座	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの、持ち運びができるトイレ（ポータブルトイレ）等
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので容易に使用できるもの
入浴補助用具	入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助用具、入浴用いす、浴槽内いす、浴槽用手すり、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ等
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないもの

注：厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年3月31日 厚生省告示第93号）

厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目

（平成11年3月31日 厚生省告示第94号）